

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

| 目 次   | ページ      |
|---|----------|
| 告示  |          |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)             | 1        |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更の届出 ( " ) | 2        |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )                      | 3        |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出 (福祉指導課)   | 4        |
| ○基本測量の終了の通知 (用地対策課)   | 4        |
| ○公共測量の実施の通知 ( " )   | 4        |
| ○建築基準法による道の指定 (建築指導課)   | 4        |
| 公 告   |          |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (2件) (県民生活・男女共同参画課)                                | 4        |
|   | 〈1・23掲示〉 |
| ○平成21年歯科技工士試験の実施 (医療業務課)  | 4        |
| ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)  | 5        |
| ○換地計画の適否決定 (香南市) ( " )  | 5        |
| ○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)  | 5        |
| 高知県公安委員会規則  |          |
| ◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (1・26掲示)  | 5        |
| ◎高知県公安委員会運営規則の一部を改正する規則   | 5        |

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

| 介護保険事業所番号  | 申請者の名称      | 申請者の主たる事務所の所在地       | 指定年月日      | 事業所の名称              | 事業所の所在地            | サービスの種類                                     |
|------------|-------------|----------------------|------------|---------------------|--------------------|---|
| 3970600288 | 株式会社 GREEN  | 須崎市浦ノ内東分3462-4       | 平成20年7月1日  | 訪問介護事業所さくらんぼ        | 須崎市浦ノ内東分3462-4     | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護                        |
| 3971000132 | 株式会社 CIJウェブ | 東京都台東区上野五丁目1-1 文昌堂ビル | 〃          | 居宅介護支援事業所あかね        | 四万十市中村京町3-10 楓ビル3階 | 居宅介護<br>支援                                  |
| 3972501062 | 金澤 洋一       | /                    | 平成20年7月22日 | 金澤薬局                | 高岡郡中土佐町久礼6444-4    | 居宅療養<br>管理指導<br>介護予防<br>居宅療養<br>管理指導        |
| 3970102202 | 有限会社セルヴィス   | 高知市朝倉己1155-22        | 平成20年7月30日 | デイサービスセンターふあみいる・ホーム | 高知市朝倉己299-1        | 通所介護<br>介護予防<br>通所介護                        |
| 3972000370 | 東洋町         | 安芸郡東洋町生見758番地3       | 平成20年8月1日  | 東洋町訪問介護事業所          | 安芸郡東洋町生見756番地8     | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護                        |
| 3970103390 | 株式会社 CIJウェブ | 東京都台東区上野五丁目1-1 文昌堂ビル | 平成20年8月7日  | ヘルパーステーション愛夢みませ     | 高知市御豊瀬192番地1       | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護                        |
| 3970900241 | 医療法人長生会     | 宿毛市中央八丁目3番6号         | 平成20年8月18日 | 医療法人長生会大井田病院        | 宿毛市中央八丁目3番6号       | 訪問リハ<br>ビリテー<br>ション<br>介護予防<br>訪問リハ<br>ビリテー |

|            |                      |                             |                |                              |                            |  |
|------------|----------------------|-----------------------------|----------------|------------------------------|----------------------------|--|
|            |                      |                             |                |                              |                            | シオン  |
| 3971000140 | 株式会社<br>CIJウ<br>ェーブ  | 東京都台東区上<br>野五丁目1-1<br>文昌堂ビル | 平成20年8<br>月25日 | ヘルパー<br>ステーシ<br>ョン愛夢<br>しまんと | 四万十市具同田<br>黒三丁目71番地        | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護   |
| 3970103010 | 社会福祉<br>法人山寿<br>会    | 高知市円行寺52<br>-10             | 平成20年9<br>月1日  | デイサー<br>ビスかり<br>ん            | 高知市福井町<br>1715番地28         | 介護予防<br>通所介護   |
| 3970103366 | 〃                    | 〃                           | 〃              | デイサー<br>ビスツ<br>橋             | 高知市一ツ橋町<br>一丁目38番地         | 介護予防<br>通所介護   |
| 3970103408 | 株式会社<br>アイ・エ<br>ム・シー | 高知市竹島町13<br>番地1             | 〃              | IMCデ<br>イサービ<br>ス高須          | 高知市高須二丁<br>目14-7           | 通所介護<br>介護予防<br>通所介護   |
| 3970900258 | 有限会社<br>あさひサ<br>ービス  | 宿毛市高砂10番<br>8号              | 〃              | 有限会社<br>あさひサ<br>ービス          | 宿毛市高砂10番<br>8号             | 福祉用具<br>貸与<br>介護予防<br>福祉用具<br>貸与<br>特定福祉<br>用具販売<br>特定介護<br>予防福祉<br>用具販売 |
| 3970900266 | 株式会社<br>すくも          | 宿毛市中央三丁<br>目2番7号            | 〃              | 訪問介護<br>事業所ア<br>ップル          | 宿毛市二ノ宮<br>1795番地           | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護   |
|            |                      |                             |                | 居宅介護<br>支援事業<br>所アップ<br>ル    | 〃                          | 居宅介護<br>支援   |
| 3971200104 | 有限会社<br>あい薬局         | 香美市土佐山田<br>町百石町一丁目<br>9番6号  | 〃              | 有限会社<br>あい薬局                 | 香美市土佐山田<br>町百石町一丁目<br>9番6号 | 居宅療養<br>管理指導<br>介護予防<br>居宅療養<br>管理指導                                     |

|            |                    |                    |                |                            |                    |                                      |
|------------|--------------------|--------------------|----------------|----------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| 3970103416 | 医療法人<br>信真会        | 高知市棧橋通一<br>丁目7番17号 | 平成20年9<br>月15日 | 居宅介護<br>支援事業<br>所つばさ       | 高知市棧橋通一<br>丁目7番17号 | 居宅介護<br>支援                           |
| 3970103424 | 株式会社<br>エーオー<br>アイ | 高知市帯屋町一<br>丁目14-4  | 〃              | 特定福祉<br>用具販売<br>事業所あ<br>おい | 高知市横浜新町<br>三丁目211  | 特定福祉<br>用具販売<br>特定介護<br>予防福祉<br>用具販売 |

## 高知県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条及び第115条の5の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 事業所の名称の変更

| 介護保険事業所番号  | 事業所の旧名称                   | 事業所の新名称            | 事業所の所在地        | サービスの種類              | 変更年月日     |
|------------|---------------------------|--------------------|----------------|----------------------|-----------|
| 3972000297 | デイサービスセンター洋寿ふれあいの家通所介護事業所 | デイサービスセンター洋寿ふれあいの家 | 安芸郡芸西村西分乙297番地 | 通所介護<br>介護予防<br>通所介護 | 平成20年7月1日 |
| 3970100057 | 樹蔭通所介護事業所                 | デイサービスセンター樹蔭       | 高知市五台山3780-1   | 通所介護<br>介護予防<br>通所介護 | 平成20年7月4日 |

## 2 事業所の所在地の変更

| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称             | 事業所の旧所在地        | 事業所の新所在地                     | サービスの種類                            | 変更年月日     |
|------------|--------------------|-----------------|------------------------------|------------------------------------|-----------|
| 3970900183 | ヒロ・ケアサポート          | 宿毛市宿毛字鷺州5342-42 | 宿毛市高砂29-46<br>シティープライ<br>ト1F | 訪問介護<br>介護予防<br>訪問介護<br>居宅介護<br>支援 | 平成20年7月1日 |
| 3972000297 | デイサービスセンター洋寿ふれあいの家 | 安芸郡芸西村和食甲1290番地 | 安芸郡芸西村西分乙297番地               | 通所介護<br>介護予防<br>通所介護               | 〃         |

|            |                  |                               |                           |                |           |
|------------|------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------|-----------|
| 〃          | 居宅介護支援事業所げいせい    | 〃                             | 〃                         | 居宅介護支援         | 〃         |
| 3970500447 | 訪問介護事業所 さくらんぼ    | 須崎市浦ノ内東分3462-4                | 土佐市高岡町丙466-1 ハイソナカウチ101   | 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成20年8月1日 |
| 3970400028 | 藤寿会南国居宅介護支援事業所   | 南国市大桶乙1069-1 介護老人保健施設ケアポート南国内 | 南国市大桶乙1072-1 介護老人福祉施設白銀荘内 | 居宅介護支援         | 平成20年9月1日 |
| 3971000140 | ヘルパーステーション愛夢しまんと | 四万十市具同田黒三丁目71番地               | 四万十市具同田黒三丁目8番10号          | 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成20年9月2日 |

高知県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第115条の5の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

| 介護保険事業所番号  | 届出者の名称            | 届出者の主たる事務所の所在地  | 廃止年月日      | 事業所の名称          | 事業所の所在地          | サービスの種類                      |
|------------|-------------------|-----------------|------------|-----------------|------------------|------------------------------|
| 3970101303 | 株式会社 光陽           | 高知市朝倉己732-4     | 平成20年7月31日 | 株式会社 光陽福祉事業部    | 高知市朝倉己732-4      | 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |
| 3970101790 | 有限会社 ヴィラドンナ       | 東京都目黒区東山一丁目32-6 | 平成20年8月1日  | ヘルパーステーションステラ   | 高知市棧橋通五丁目6-12    | 訪問介護 介護予防 訪問介護               |
| 3972000263 | 有限会社 ヘルパーステーションさち | 南国市東山町一丁目479番地  | 〃          | 東洋町ヘルパーステーションさち | 安芸郡東洋町甲浦字甲山211-2 | 訪問介護 介護予防 訪問介護               |
| 3970103382 | 四国部品株式会社          | 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ  | 平成20年8月31日 | 介護サービスなご        | 高知市高須新町二丁目1-44   | 訪問介護 介護予防                    |

|            |            |                      |            |                         |                |  |
|------------|------------|----------------------|------------|-------------------------|----------------|--|
|            |            | 下232-1               |            | み高須事業所                  |                | 訪問介護                                     |
| 3970900134 | 有限会社 あさひ   | 宿毛市宿毛5387-101        | 〃          | 有限会社 あさひ                | 宿毛市高砂10-8      | 福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |
| 3972500817 | 合資会社 中平電粧社 | 高岡郡四万十町十川270-6       | 平成20年9月10日 | 合資会社 中平電粧社              | 高岡郡四万十町十川270-6 | 福祉用具貸与                                   |
| 3910117062 | 医療法人 博信会   | 高知市永国寺町1番46号         | 平成20年9月30日 | 医療法人 博信会中ノ橋病院 デイサービスあんず | 高知市永国寺町1番46号   | 通所介護                                     |
| 3970102921 | 医療法人 高潮会   | 高知市土居町9番18号          | 〃          | 潮江高橋病院訪問看護事業所           | 高知市土居町9番18号    | 訪問看護 介護予防 訪問看護                           |
| 3970103382 | 四国部品株式会社   | 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下232-1 | 〃          | デイサービスなごみ高須             | 高知市高須新町二丁目1-44 | 通所介護 介護予防 通所介護                           |
| 3972100188 | 有限会社 高橋車椅子 | 香南市夜須町出口497          | 〃          | 有限会社 高橋車椅子              | 香南市夜須町出口497    | 福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 |

**高知県告示第94号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 休止年月日  
須崎医院 須崎市青木町6-12 平20・12・31

**高知県告示第95号**

国土交通省国土地理院長から平成19年9月高知県告示第559号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量を平成21年1月7日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第96号**

国土交通省高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
平成20年12月27日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域  
仁淀川流域のうち、池川・枝川地区及び勝賀瀬地区

**高知県告示第97号**

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

南国市植野字西ノ岡275番2地先から281番地先に至る延長70メートルの道

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年1月23日から2月間高知県文化環

境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年1月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |                                |            |                                |  |
|--------------------|------------------|--------------------------------|------------|--------------------------------|--|
|                    |                  | 名称                             | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所の<br>所在地             | 定款に記載された<br>目的   |
| 平成21<br>年1月<br>23日 | 変更<br>前          | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>NPO<br>南国 | 門田 勝<br>之  | 南国市<br>岡豊町<br>中島<br>999番<br>地3 | この法人は、南国市を中心とした地域住民に対し、社会貢献活動の専門家集団として、文化の振興と地域の福祉、安全に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。                                      |
|                    | 変更<br>後          | 〃                              | 〃          | 〃                              | この法人は、南国市を中心とした地域住民に対し、社会貢献活動の専門家集団として、文化の振興と地域の福祉・安全及びまちづくりの推進に関する事業、並びに産業の振興及び雇用の創出等経済活動に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に

より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年1月23日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年1月23日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日  | 定款変更に係る特定非営利活動法人 |                                              |            |                                                      |                                                                                   |
|--------------------|------------------|----------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                  | 名称                                           | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所の<br>所在地                                   | 定款に記載された<br>目的                                                                    |
| 平成21<br>年1月<br>23日 | 変更<br>前          | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>かがみ<br>スポー<br>ツクラ<br>ブ  | 恒光 真<br>之  | 香南市<br>香我美<br>町徳王<br>子2220<br>番地1<br>香我<br>美市民<br>館内 | この法人は、地域住民に対して、スポーツの普及と健全な心身の育成に関する事業を行い、地域の生涯スポーツの発展とスポーツによる地域の活性化に寄与することを目的とする。 |
|                    | 変更<br>後          | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>こうな<br>んスポ<br>ーツク<br>ラブ | 〃          | 〃                                                    | 〃                                                                                 |

~~~~~  
歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成21年2月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時
  - (1) 学説試験  
平成21年3月6日（金）午前9時から
  - (2) 実地試験  
平成21年3月7日（土）午前9時から

- 2 試験の場所  
高知市比島町四丁目5-20 高知県歯科技工専門学校
- 3 試験科目
  - (1) 学説試験  
歯科理工学 歯の解剖学 顎口腔機能学 有床義歯技工学 歯冠修復技工学 矯正歯科技工学 小児歯科技工学 関係法規
  - (2) 実地試験  
歯科技工実技
- 4 受験資格  
次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
  - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
  - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
  - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 5 受験手続
  - (1) 受験願書の受付期間  
平成21年2月10日（火）から同月17日（火）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。  
なお、郵送の場合は、平成21年2月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。
  - (2) 受験願書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目2-20（郵便番号780-8570）  
高知県健康福祉部医療薬務課
  - (3) 提出書類  
ア 受験願書  
イ 履歴書  
ウ 受験資格を証する書類  
エ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 6 受験手数料  
36,000円（受験願書に高知県収入証紙をはって納入すること。）
- 7 その他
  - (1) 合格者の発表は、平成21年3月11日（水）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に受験番号を掲示する。

(2) 受験について不明な点は、高知県健康福祉部医療薬務課（電話番号088-823-9623）へ問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田北部土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年2月6日  
高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所  
理事 幾井 信助 香美市土佐山田町楠目2591

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、香南市の行う夜須地区（添地換地区）の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年2月6日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 換地計画書の写し
  - (2) 現形図及び換地区
- 2 縦覧期間  
平成21年2月6日から同年3月9日まで
- 3 縦覧場所  
香南市役所香我美庁舎
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年2月6日  
高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                       |
|---------------------------|----------------------|--|
| 平成20年11月28日<br>20高都計第493号 | 香美市土佐山田町秦山町一丁目53番6ほか | 高知市百石町三丁目14番1号<br>株式会社島土地<br>代表取締役 島裕美 |

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年1月26日（揭示済）  
高知県公安委員会委員長 近森 正幸

**高知県公安委員会規則第1号**  
**高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**  
高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第12条・第13条）」を「（第12条―第13条の2）」に改める。

第4章中第13条の次に次の1条を加える。

（道路使用許可申請書の添付書類）

**第13条の2** 規則第10条第3項の規定により公安委員会が必要と認めて定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 道路使用の方法又は形態を明らかにした図面
- (3) 工作物を設ける場合は、その設計図及び仕様書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該申請の審査に関して特に必要があると署長が認める書類

第15条の2第3項中「法」を「運転免許センターにおいて法」に、「申出を運転免許センターにする場合」を「申出をする者」に、「に規定する申請書に、」を「の申請書に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「法」を「運転免許センターにおいて法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「法第101条第1項」を「運転免許センターにおいて法第101条第1項」に改め、「、運転免許センターで」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更（他の都道府県からの住所の変更に限る。）の届出を行う者は、規則第20条第1項の届出書に免許用写真を添付することを要しない。別表第1の付表下肢不自由の項中「1級、2級及び3級の1（3級の2、3級の3及び4級）」を「1級から4級までの各級」に改める。

附 則

この規則中第15条の2の改正規定は平成21年2月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

高知県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年2月6日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

**高知県公安委員会規則第2号**

**高知県公安委員会運営規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会運営規則（昭和29年高知県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「四国管区警察局高知県通信部職員」を「四国管区警察局高知県情報通信部職員」に改める。

第9条を次のように改める。

（緊急の場合の権限行使の特例）

**第9条** 委員長又は委員は、緊急の必要がある場合において、会議を開くことができないときは、第2条第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で他の委員（委員長を含む。）の意見を求め、2人以上の委員（委員長を含む。）の意見をもって委員会の権限を行うことができる。

2 災害その他の非常事態に際し、会議を開くことができず、かつ、会議以外の方法で他の委員（委員長を含む。）の意見を求めることができないときは、委員長又は委員は、第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、自らの意見をもって委員会の権限を行うことができる。

3 委員長又は委員は、前項の規定に基づき委員会の権限を行ったときは、次の会議において、そのとった措置について報告しなければならない。

第11条中「高知県警察本部総務課」を「高知県警察本部警務部総務課」に改める。

第12条中「出席委員は」を「出席委員（委員長を含む。）は、」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。